

大使館からのお知らせ（ポーランドへの入国及び  
ポーランドの空港でのトランジットについて（7月2日））

<ポイント>

- 現在、短期滞在目的の渡航者はポーランドに入国出来ません。
- 空港のトランジットは可能ですが、国境警備隊司令官の許可が必要です。

1 短期滞在目的の渡航者のポーランドへの入国禁止について

現在、短期滞在目的の渡航者はポーランドに入国出来ません。仮にEU域内国境を通過してポーランドへ入国した場合、不法滞在と見なされるため、EU域外へ出国できなくなる可能性があります。

2 ポーランド国内の空港におけるトランジットに係る注意事項

EU域外からEU域外へのトランジット（例：日本→ポーランド→ウクライナ）、EU域外からEU域内のトランジット（例：日本→ポーランド→チェコ）、EU域内からEU域外へのトランジット（例：チェコ→ポーランド→日本）については、ポーランド国境警備隊司令官の許可が必要です。手続きについては以下のとおりです。

- (1) 電子メールでの申請が必要です。宛先のEメールアドレスは、「[zdsc.kg@strazgraniczna.pl](mailto:zdsc.kg@strazgraniczna.pl)」です。  
メールはポーランド語もしくは英語で記入し、件名にトランジットの許可を求める旨を明記してください。本文には、トランジットの許可を求める一文の他、①氏名（旅券記載名）、②国籍、③全体の日程（日付、便名）※往復であれば復路便も、④渡航目的、の記入が必要です。
- (2) ポーランド国境警備隊司令官の表記は、ポーランド語の場合は「KOMENDANT GLOWNY STRAZY GRANICZNEJ」、英語の場合は「Commander in Chief of the Polish Border Guard」です。
- (3) トランジットの許可する旨の返信を得られましたら、そのメールをプリントアウトし、トランジット時に係官に提示してください。

（問い合わせ先）

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30, 13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください（閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります）。

☆メール：[cons@wr.mofa.go.jp](mailto:cons@wr.mofa.go.jp)

☆HP：[https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryouji.html](https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html)